

審査基準整理票

処分名	動物取扱業の登録の更新		
根拠法令名	動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和48年法律第105号)	(条項)	第13条第1項
基準法令名	動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和48年法律第105号)	(条項)	第13条第2項において準用する第12条
	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 (平成18年環境省令第1号)		第3条
所管部署	健康保険 部(局) 衛生 課(室) 動物愛護センター		
標準処理期間	14 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>【動物取扱業の登録の更新に係る審査基準】</p> <p>動物に愛護及び管理に関する法律第13条第1項に係る登録の更新に係る審査基準は、次に掲げる事項を満たしていることを基準とする。</p> <p>1 申請者は、すでに大津市において動物取扱業の登録があること。</p> <p>2 前項の登録は、登録の有効期間の5年を経過していないこと。</p> <p>3 申請者が動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する第12条に規定する登録の拒否事由に該当しないこと。なお、同条に規定する「環境省令で定める基準」及び「環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準」とは、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第3条に定めるとおり。</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令]</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律 (登録の更新)</p> <p>第十三条 第十条第一項の登録は、五年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p>			

[基準法令]

動物の愛護及び管理に関する法律

(登録の拒否)

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

芹 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

棚 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

満 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者

薫 第十条第一項の登録を受けた者（以下「動物取扱業者」という。）で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

藪 第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

匣 法人であつては、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則については別紙のとおり

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。